

## 信教の自由とは何か

2026年2月8日 福島バプテスト教会

### I 信教の自由の内容

現行憲法の規定の中で、信教の自由を規定したのは第20条である。

- (1) 信教の自由は、何人に対してもこれを保証する。いかなる宗教団体も、国からの特権を受け、また政治上の権力を行使してはならない。
- (2) 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
- (3) 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

この条文には、第一に狭義の信教の自由規定と、第二に政教分離規定の二つの内容に大別される。ここでは、第一の信教の自由規定を見る。

この第20条には信教の自由の定義を定めてはいないので、具体的な事例によって理論的な分類をしておく。

#### 第一 内面的信仰の自由

- (1) 内面的に何を信じるか決定し、また信じたことを変える自由
- (2) 信仰を口外しました沈黙する自由
- (3) 伝道する自由
- (4) 宗教教育の自由

#### 第二 信仰上の行為の自由

- (1) 礼拝、その他の集会を主催する自由
- (2) それらに参加する自由

#### 第三 信仰上の結社の自由

- (1) 教会や教会団体を組織する自由
- (2) 所属を変更する自由

これらについて、国家、市役所、会社、親兄弟など、だれからも干渉や差別扱いをされない自由を意味する。

学者による分類は次の通りである。

#### 第一 個人的信教の自由

#### 第二 教会的信教の自由

#### 第三 市民的信教の自由

過去の裁判の判例によって明らかにされてきた信教の自由の具体的例もある。

- (1) 会社の精神修養として参加した講習会で、創価学会員が講師と論争して帰られ、その後会社の信用を落としたとして解雇された。これに対して裁判の判決は、従業員は、自分の信じる宗教と異なる宗教行事に参加することを拒む権利があるとした。また、自分の宗教をけなされた場合、抗議するのは宗教上の信念の表現行為であるとした。(名古屋地方裁判所)
- (2) 犯罪を犯した高校生がをかくまつた牧師は、刑法の犯人をかくまつた罪に問われるかという件について、「牧師の牧会活動は信教の自由のうちの宗教行為としてその自由は保障され、すべての国政において最大に尊重されなければならない」とされた。(神戸簡易裁判所)

### ③ 自衛官(靖国神社)合祀違憲訴訟の例。 (広島高等裁判所)

「一般に人が自己もしくは親しい者の死について、他人から干渉を受けない静謐な中で宗教上の感情と思考を巡らせ、行為を為すことの利益を、宗教上の人格権の一内容としてとらえることができる」との判決。

## II 信教の自由の特色

### 一、犯すことの出来ない永久の権利

現行憲法第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、犯すことの出来ない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えらる。

帝国憲法第28条 日本臣民は安寧秩序を妨げず及び臣民たるの義務に背かざる限りにおいて信教の自由を有す。

信教の自由は第一に、「基本的人権」である。人間が人間として生まれつきもっているものであり、これがなくなれば人間とは言えないほど、基本的なものである。

帝国憲法下の日本の教会は、この時の信教の自由の異教性（天皇を現人神とする）、限界に気づいていなかつたらしい。例えば、日本聖公会は明治天皇死去に際し、次のように祈るよう指示した。「国民に賜わりし信教の自由のために主に感謝し主を讃め奉る」。

○信教の自由は憲法が保障するからあるのではないことを銘記すべきである。

○信教の自由は日本の憲法にだけあるものではない。世界人権宣言第18条に信教の自由を謳っている。また、その前文には「人類社会のすべての構成員の、固有の尊厳と平等にして譲ることの出来ない権利」ということばがある。

「犯すことが出来ない」とは、国家による正規の手続き、すなわち法律の制定によっても犯すことが出来ない、ということを含む。基本的人権規定は国の法律よりも高い次元の法として存在するのである。國も、一般社会も、会社とか親なども、従業員や子どもの権利を犯すことは出来ない。

キリスト者はこのことを覚え、日常生活でこの権利が犯されないようにしなければならない。

### 二、人類の多年の努力の賜物

現憲法第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、犯すことの出来ない永久の権利として信託されたものである。

#### 人権宣言の原型

イギリスのマグナ・カルタ (1215年)

アメリカ諸州の人権宣言

アメリカ独立宣言……ピューリタンの思想が反映していると言われる

フランス人権宣言 (1789年)

日本の場合はどうか。制度上から見て——

江戸時代から続いていた、キリスト教禁制の高札が撤去されたのは、明治に入って太政官布告によるものだが、制度上自由を認めたものではなかった。むしろ、「自葬を禁じ、葬儀は神官・僧侶に依頼すべき件」など明治17年まで生きていて、キリスト者を苦しめたであろうと想像される。

明治45年2月、内務大臣原敬は、神道、仏教、キリスト教三者の代表を招いて会合した。いわゆる三教合同である。キリスト教側は、やっと政府から神道や仏教と同等の扱いを受けるに至ったことを喜んだ。しかしこれも国家神道と国家支配の下にあっての公認だった。

### 三、これを守るために不断の努力が必要

現行憲法第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

これを守るために不断の努力が必要な理由——

第一 権力そのものの性質から考えられる。権力は自制することが出来ず、絶えずこの自由の領域に侵入しようとするからである。

国家が自らを絶対化するのは、神に背いた罪の現れである。

ダレイオス王（ダニエル書6：9）、ヘロデ（使徒12：21～23）

ローマ皇帝、豊臣秀吉、徳川家康

第二 権力の絶対化を受容する日本の風土である。

基本的人権規定の空洞化

オカミ、という行政に寄りかかる風土

第三 憲法そのものの限界

基本的人権思想そのものが国民に受け容れられなければ、憲法の法文のみによつて自由を維持するのには限界がある。

法を離れた日常生活の実態……小学校の遠足などで神社仏閣への挙手

公官庁に見られる信教の自由の権利無視（お札）

第四 憲法そのものの解釈に国民大多数の通念を基準とする

（例）津地鎮祭違憲訴訟

第五 法の抜け穴

（例）「公共の福祉」を理由にする……「公」が「国家」「オカミ」

以上の理由からも、私たちは目を覚まして、この自由を守るために「不断の努力」をしなければならないのである。

特に、私たちキリスト者は、国民のだれよりも、サタンや人間の罪の恐ろしさ、そして基本的人権の尊さを知っている。かつてヒトラーが台頭したとき、ドイツのキリスト者はこれを歓迎し、ナチスの服を着、旗を振ってまわったと聞く。日本の教会も、帝国憲法体制の異教性を見抜けなかった。同じ過ちを繰り返してはならないのである。